

令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和7年度税制改正大綱の主な内容

要望事項	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定版)の内容
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	<p>・自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」ことが合意された旨、大綱に記載された。(与党税制大綱 P3)</p> <p>・<u>自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。(中略)自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく。その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえるとの考え方を踏まえつつ、<u>公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う</u>」</u>とされた。</p> <p>・<u>車体課税については、「取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」と</u>された。また、利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組みについて、「<u>用途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る</u>」とされた。(与党税制大綱 P16-17)</p>
(2) 自動車関係諸税における営自格差の拡充	<p>・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。</p>
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	<p>・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。</p>
2. 中小企業投資促進税制の特例措置の延長	<p>・適用期限が2年延長された。(P35)</p>

令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和7年度税制改正大綱の主な内容

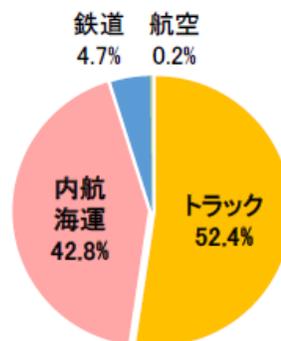
要望事項	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定版)の内容
3. 特例措置の延長	
(1) 自動車税環境性能割のASV(先進安全自動車)特例措置の延長	・歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両総重量3.5t超のトラック(新車)等の取得に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を2年延長するとされた。(P61-62)
(2) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げる見直しを行った上で、適用期限が2年延長された。(P34-35)
(3) 中小企業経営強化税制の特例措置の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。(P1,P35)
(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の特例措置の延長(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。(P49)
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。

トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に特別償却又は税額控除の選択適用を認める特例措置を延長する。

施策の背景

- トラック事業者、内航海運事業者等は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活及び産業活動において重要な役割を果たしている。
- 一方で、その大半を投資余力の小さい中小企業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、設備投資の促進を図ることが重要。
- 経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進することで、
 - ・ 国民生活及び産業活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
 - ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、日本経済の活性化に寄与



【国内貨物輸送量】
(トンキロベース)
※令和4年度の数値



	トラック事業	内航海運事業 (船舶の貸渡をする事業)
事業者数	63,127事業者	1,582事業者
従業員数	201万人	5.3万人
中小企業の割合	97.5%	91.2%
営業利益率(平均) (営業利益/売上高) 参考:全産業平均は4.5%	0.0%	1.8%

※トラック事業は令和4年度又は令和4暦年の数値
内航海運事業は令和5年度又は令和5暦年の数値
内航海運事業の営業利益率は中小企業の数値
※(出典)トラック事業の従業員数:総務省「労働力調査」
トラック事業の営業利益率:全日本トラック協会「経営分析報告書」
その他の項目:国土交通省調べによる



要望の結果

現行の特例措置

- 【所得税・法人税等】中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に、取得価額(内航船舶は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択を可能とする。

結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長 (自動車税)

交通事故による被害の低減のため、衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バス車両に係る特例措置を延長する。

施策の背景

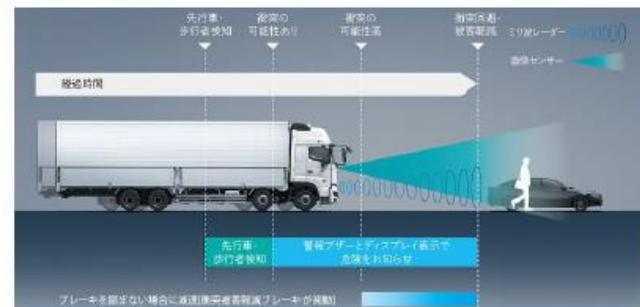
- 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)において令和7年までに交通事故による死者数を2,000人以下とする政府目標が掲げられている中、令和5年の交通事故死者数は2,678人であり、更なる取組の強化が必要な状況にある。
- 特に、トラック・バスなどの大型車両は、事故発生時の被害が大きくなりやすく、高い事故防止・被害軽減効果が期待される先進安全技術を搭載した車両の早期の普及・導入が求められている。他方、それらの車両の価格は従来のものより高額であり、事業者の負担が大きいため、車両導入時の負担を軽減することが不可欠である。

- 先進安全技術を搭載した車両の早期普及を促進することで、交通事故による死者数の低減を図り、もって安心・安全な社会の実現を目指す。

衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)

死亡事故	1,190件
うち対歩行者	414件
低減効果※	34.8%

※平成28年～令和2年における大・中型トラックの死亡事故のうち、装置により防ぎうる類型の事故の件数から試算。



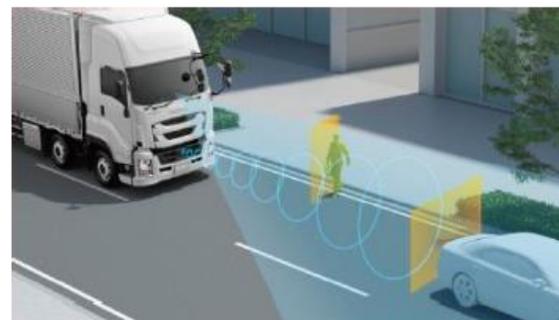
要望の結果

現行の特例措置

- 【自動車税(環境性能割)】車両総重量3.5t超のトラック・バス車両であって、衝突被害軽減ブレーキを搭載したものについて、取得価額から175万円を控除する。

結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



中小企業者等の法人税率の特例の延長等 (法人税・法人住民税)

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ(※)、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円以下の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円超の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準(所得基準)は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。**（令和8年度末(2026年度末)まで）
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） <small>（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</small>	経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） <small>（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）</small>	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 <small>※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small>		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） <small>（生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る）</small> ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

中小企業防災・減災投資促進税制の延長等 (所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和6年度補正予算の主な内容

要望事項	令和6年度補正予算の主な内容
<p>●道路関係要望事項</p>	<p>令和6年度補正予算 [P9～P21]</p> <p>○令和6年度補正予算については、令和6年12月17日に成立した。</p>
<p>1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進</p>	<p>①物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進(387億円)</p>
<p>2. 高速道路料金等の引下げ</p>	<p>②自動車運送事業の各種申請手続オンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査(2.19億円)</p>
<p>3. 物流基盤の整備</p>	<p>③持続可能な物流を支える物流効率化実証事業(23億円) <経産省事業></p>
<p>4. 特殊車両通行許可に係る諸課題の改善</p>	<p>④物流革新に向けた取組の推進のうち持続可能な食品等流通緊急対策事業(30億円) <農水省事業></p>
<p>5. その他施策の推進</p>	<p>⑤運輸業、海運業等における人材確保・育成等(12.7億円)</p>
<p>●予算・施策関係要望事項</p>	<p>⑥生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化(143億円)</p>
<p>1. 物流革新に向けた政策パッケージへの対応にかかる支援</p>	<p>⑦商用車等の電動化促進事業(400億円) <環境省・経産省連携事業></p>
<p>2. 燃料価格高騰への支援</p>	<p>⑧サステナブル倉庫モデル促進事業(48億円の内数) <環境省連携事業></p>
<p>3. 環境・交通安全対策に係る支援</p>	<p>⑨高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78億円)</p>
<p>4. 施策要望</p>	<p>⑩災害時における物流・人流の確保(2,494億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等 <p>⑪通学路等の交通安全対策の推進(202億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等 <p>⑫効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(621億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等 <p>⑬地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(1,974億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等 <p>⑭重点支援交付金の追加(1兆円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨事業メニュー(6,000億円)

国土交通省物流・自動車局

予算概算決定概要

主要施策別

(単位：百万円)

主要施策	R7年度当初予算・R6年度補正予算					R6年度当初予算	備考
	R7年度当初予算	増減率		R6年度補正予算	R6年度当初予算		
		当予算	増減率				
1. 物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進	55,006	16,344	1.24	38,662	13,219		
物流の効率化	54,463	16,255	1.24	38,208	13,138		
うち財政投融資を活用した物流施設・DX・GX投資の支援	44,000	15,000	1.23	29,000	12,200	財投	
商慣行の見直し	282	69	1.05	214	65		
荷主・消費者の行動変容	193	20	1.25	173	16		
中長期計画を踏まえた取組の効果等のモニタリング	67	—	—	67	—		
2. 脱炭素社会の実現に向けた自動車分野のGXの推進	813	563	0.97	250	578		
商用電動車の性能評価・導入促進事業	250	—	—	250	—		
脱炭素に向けた産学官連携による次世代大型車開発促進事業	563	563	0.97	—	578		
3. 自動車分野のDXや技術開発、人材確保等による事業基盤強化等の推進	4,980	4,041	1.11	938	3,657		
人手不足解消に向けた自動運転トラックによる幹線輸送実証事業	628	8	皆増	620	—	再掲	
自動運転（レベル4）法規要件の策定	185	185	0.80	—	231		
自動車の技術・基準の国際標準化等の推進	666	666	0.87	—	769		
自動車登録検査関係手続のデジタル化	2,881	2,881	1.21	—	2,385		
アジアを中心とした質の高い物流システムの構築・国際標準化の推進	15	15	0.98	—	16		
自動車運送事業の各種申請手続オンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査	217	—	—	217	—		
自動車整備業の人材確保・育成の推進	229	196	1.02	33	193		
自動車整備工場に対する監査体制の強化	79	79	1.24	—	64		
自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保	47	9	皆増	39	—		
自家用車活用事業等のモニタリング・検証に関する調査	30	—	—	30	—		
「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開	[53,505]	[20,905]	—	[32,600]	[21,405]	総政局等	
4. 自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等	17,000	13,500	0.98	3,500	13,810		
(独)自動車事故対策機構千葉療護センターの機能強化	292	292	2.58	—	113		
自動車事故被害者支援体制等整備事業	1,246	1,246	0.92	—	1,351		
事故被害者へのアウトリーチ強化・ユーザー理解増進事業	300	300	1.50	—	200		
自動車アセスメント事業	9,032	9,032	—	—	9,658		
※内数							
自動車運送事業の安全総合対策事業	1,916	1,681	1.26	234	1,329		
先進安全自動車の整備環境の確保事業	1,415	365	0.53	1,050	684		
事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化	130	130	0.72	—	180		
自動車運送事業者に対する監査体制の強化	44	44	0.89	—	49		
自動車運送事業の安全対策事業	354	354	1.87	—	190		
高齢運転者等の事故防止対策の推進	54	54	1.00	—	54		
自動車事故被害者救済対策等の充実	2,216	—	—	2,216	—		
(歳入関係) 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し	10,000	6,500	1.00	3,500	6,500		

※本表における計数は、繰越処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。
 ※本表における計数は、政府情報システムに係る経費(デジタル庁一括計上分)を含まない。
 ※「」内は他局・他庁予算の関連事項であり、計数に算入していない。

物流関係予算資料

物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進

- 「2030年度に向けた政府の中長期計画」※に基づき、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容を柱とする施策を一体的に講じ、地方創生を支えるインフラである物流の革新や持続的成長に取り組む。

※令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

物流の効率化

【54,463百万円 (43,484百万円 1.2倍)】

※16,255百万円[R7当初]、38,208百万円[R6補正]

※自動車安全特別会計・財政投融资特別会計を含む

多様な輸送モードも活用した「新モーダルシフト」の推進 【41百万円[R7当初]、3,180百万円[R6補正]】

- 鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック等を活用した「新モーダルシフト」の推進に向けて、地域の産業振興等とも連携しながら、大型コンテナ・シャーシ等の導入、物流拠点の整備等を支援する。



地域の産業振興等とも連携



大型コンテナ・海運シャーシ

ダブル連結トラックの導入促進



航空機の空きスペース等の有効活用

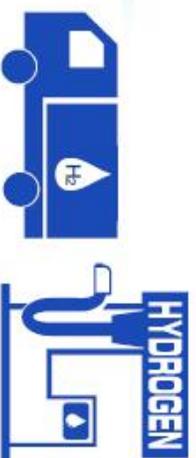


25mダブル連結トラック

- 物流効率化法に基づくモーダルシフト等の取組について、計画策定経費や認定を受けた取組等の初年度の運行経費を着実に支援する。

物流GXの推進 【1,200百万円[R6補正]】

- 物流の脱炭素化に向けて、物流施設等において次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用するための充填・充電設備等の導入を支援する。



FCVトラック

水素スタンプ

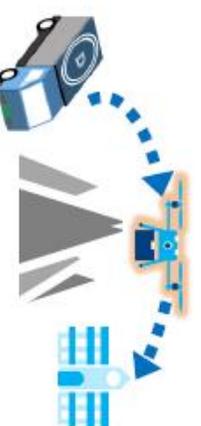
物流DXの推進 【8百万円[R7当初]、997百万円[R6補正]】

- 自動運転トラックによる幹線輸送サービスの実装、自動車の自動運転の社会実装、ドローン配送の拠点整備、AI等のデジタル技術を活用した物流のイノベーションの実現に向けた実証事業等を支援する。



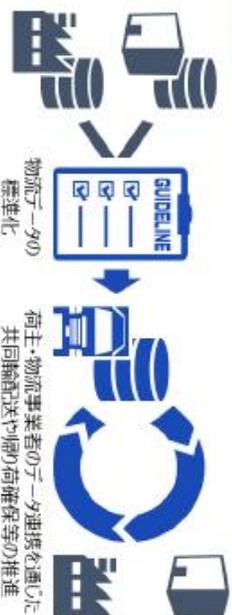
出典：国土交通省

高速道路での自動運転トラック



ドローンによるラストワンマイル配送の効率化

- 物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携により、共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等を図る複数の荷主、物流事業者等の取組に対し、システムの構築・改修費用等を支援する。



- パレット標準化を通じた荷役時間の短縮のため、本年6月の官民協議会で標準的な規格と運用を整理した「標準仕様パレット」を導入する荷主や物流事業者等に対し、フオークリフトやトラック等のパレット運用に必要な設備導入・改修等のための費用を支援する。



多様な担い手の確保・育成のための環境整備 【1,521百万円[R6補正]】

- 中小物流事業者における業務効率化や働き方改革のための自動化・機械化・デジタル化により、多様な人材の確保・育成を推進するため、システムの構築や自動化機器の導入等を支援する。

業務効率化・経営力強化支援

- ・ 予約受付、動態管理、求貨求車システム、原価算定に資するシステム等の導入、事業継承
- ・ 物流施設へのシステムや機器の導入による自動化・機械化・デジタル化



車両の効率化設備導入支援

- ・ テールゲートリフター、トラック搭載クレーン等の導入による荷役作業に係る時間や作業負担の軽減



人材確保・育成支援

- ・ 中型・大型・けん引免許やフォークリフト運転資格の取得 等

物流拠点の機能強化等 【15百万円[R7当初]、245百万円[R6補正]】

- 災害時における円滑な支援助物資物流の実現とサプライチェーンの維持・確保のため、非常用電源設備の導入支援等による物流施設の災害対応能力を強化するとともに、地方公共団体と物流事業者が連携して取り組む物資輸送訓練に対する支援を行う。



自動車運送事業の安全対策の推進等 【1,191百万円[R7当初]、1,665百万円[R6補正]】

(自動車安全特別会計)

- 運行管理の高度化により輸送の安全確保を図るため、デジタル式運行記録計や遠隔点呼機器等の普及を促進すべく、対象機器の補助等を行う。



- トラックの過積載・過労運転等の防止を図るための調査・分析等を行う。

【282百万円 (246百万円 1.2倍)】

※69百万円[R7当初]、**214百万円[R6補正]**

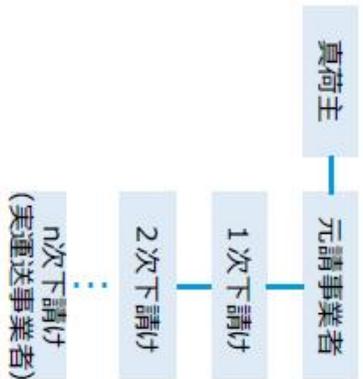
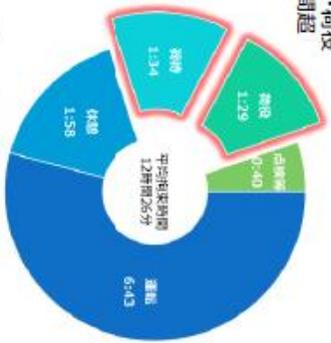
- 原則来年4月の改正物流法の施行に向けて、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等のため荷主・物流事業者に対する規制措置の執行体制の整備や広報の強化を行う。

- トラックドライバーの賃上げ原資の確保に向けて、物流業界の多重下請構造の是正や「標準的運賃」の普及・浸透に向けた実態調査や、トラック・物流GMNが悪質な荷主・元請事業者には是正指導等を的確に行うための調査等を行う。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳

多重下請構造のイメージ

トラック・物流GMNの活動状況
(トラックドライバーへのヒアリング)



大型車駐車スペースがあるコンビニ駐車場



高速SA、PA

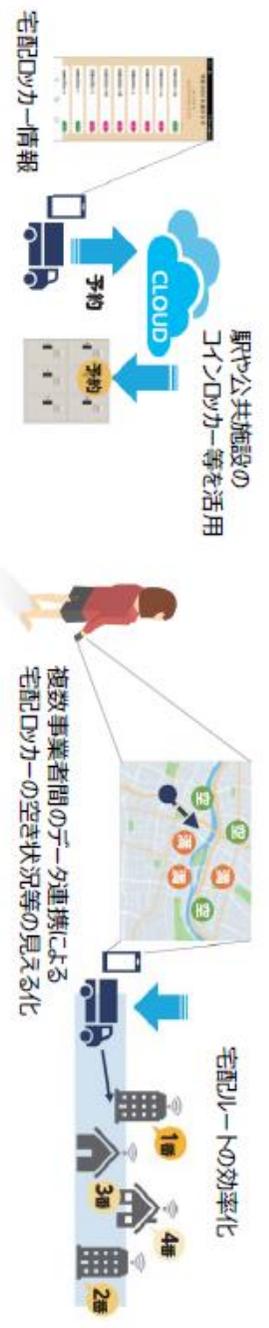
(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

荷主・消費者の行動変容

【193百万円 (4,490百万円 0.1倍)】

※20百万円[R7当初]、**173百万円[R6補正]**

- 宅配事業者の負担軽減に向けて、宅配ロッカー等の多様な受取方法、ゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択する仕組みを構築するための実証事業を支援する。



- 荷主等による物流改善の取組状況等について見える化を行い、企業の努力を消費者や市場からの評価につなげる仕組みの創設に向けた調査・検討を行う。

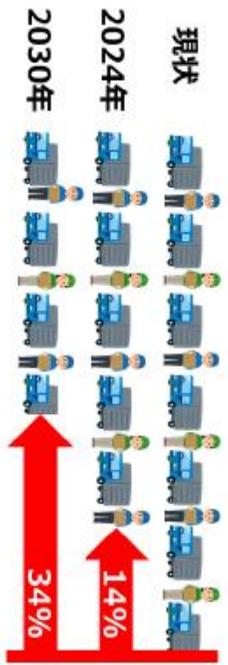
中長期計画を踏まえた取組の効果等のモニタリング

【67百万円[R6補正]】

- 物流の適正化・生産性向上をさらに進めるための「2030年度に向けた政府の中長期計画」について、次期「総合物流施策大綱」のタイミングと合わせた見直しを把握え、当該計画を踏まえた取組の効果等のモニタリングを着実に実施する。

輸送力不足の見直し (対策を講じない場合)

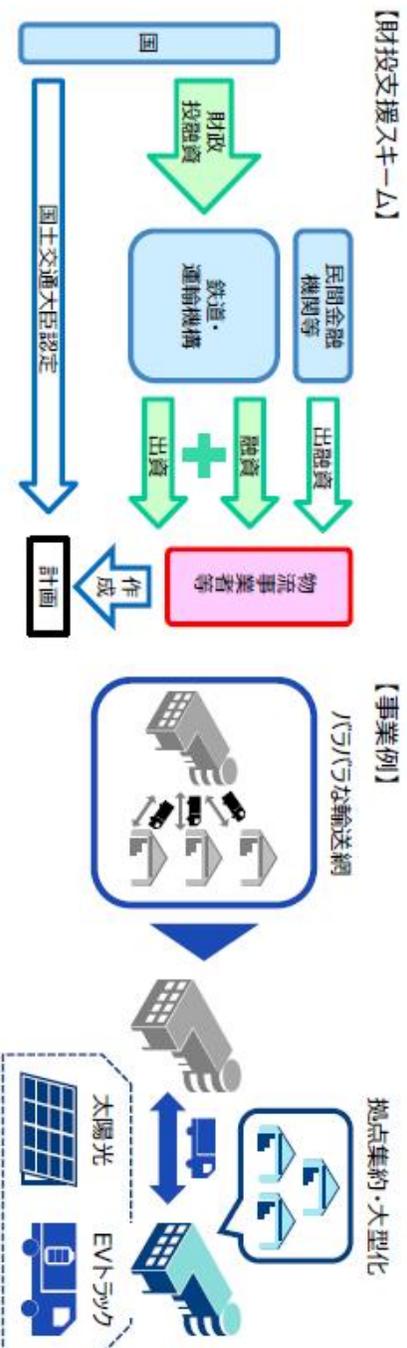
政策パッケージの輸送力への効果 (2030年度)



	輸送力試算	
	2024年度	2030年度
荷待ち・荷役の削減	100	100
必要輸送力	▲14	▲34
積載率向上	+6.3	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+6.4
再配達削減	+3.0	+3.0
その他(トラック輸送力拡大策)		+2.0
	+14.5%	+34.6%

財政投融資：[R7当初]15,000百万円（融資15,000百万円）
 [R6補正]29,000百万円（融資29,000百万円）

- 物流効率化法に基づく認定を受けた事業において物流拠点や物流DX・GX関連設備の整備を行う者に対して、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じた財政投融資による支援を行う。



物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進

物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対応するため、令和5年6月、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする抜本的・総合的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」が決定されました。また、令和6年2月には、**中長期的な対策として、物流の適正化・生産性向上をさらに進めるため、「2030年度に向けた政府の中長期計画」が策定・公表されました。**さらに、同年7月には、第5回目の関係閣僚会議が開催され、**「政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応について議論されたところ**です。

物流の「2024年問題」は、喫緊の課題であると同時に、年々深刻化していく構造的な問題であり、継続的に対応していく必要があります。引き続き、2030年の輸送力不足の解消に向けて、政府一丸となって、あらゆる施策を総動員して取り組んでまいります。

特に、物流の効率化に向けては、物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援を図るため、地域の産業振興やまちづくり等と連携しながら、**社会資本整備総合交付金等を活用した物流拠点づくり**を積極的に推進してまいります。

(社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラの例)



中継輸送拠点



トラックターミナル



共同荷捌き施設



緑地交流スペース



休憩施設



充電スタンド・蓄電池

物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進

令和6年度1次補正予算案
80.0億円

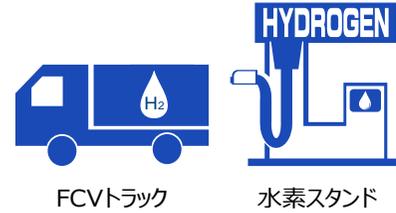
○ 「2030年度に向けた政府の中長期計画」※に基づき、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする施策を一体的に講じ、**地方創生を支えるインフラである物流を革新**。 ※令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

(1) 物流の効率化

【多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）の推進】



【物流GXの推進】



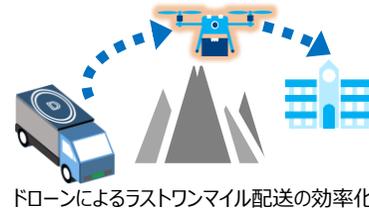
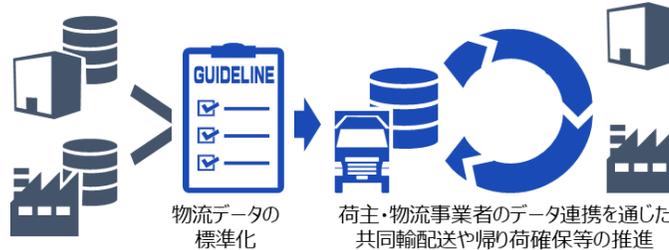
【物流拠点の機能強化】



【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】

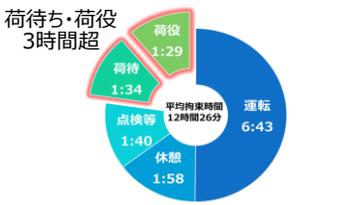


【物流標準化・データ連携の推進】

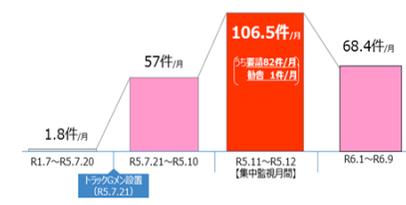


(2) 商慣行の見直し

【改正物流法の施行に向けた執行体制等の整備】

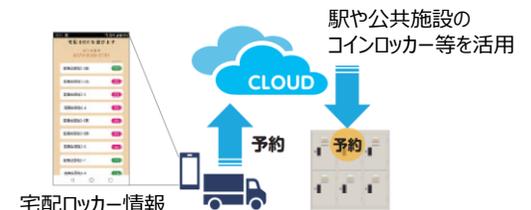


【トラック・物流Gメンの執行強化】



(3) 荷主・消費者の行動変容

【宅配ロッカー等の多様な受取方法等の普及促進】



目的

政府全体の方針として、令和7年中に行政手続きのオンライン化を実施することとなっており、自動車運送事業分野において喫緊の課題であるDX・デジタルガバメントに取り組み、運送事業者における生産性の向上・経営効率化を推進する。

内容

<スケジュール>

R4:BPRの実施

R5~R7:BPRの実施→システムへの手続実装・試行運用等

R7末:オンライン申請の本格運用の開始

申請者(自動車運送事業者)

- ・来庁機会の減少
- ・複数手続の資料の共通化
- ・データによる申請
- ・申請処理期間の短縮化 等



運輸局(審査・受理)

- ・審査業務の機械化
- ・事業者データの共有化
- ・統計資料作成のシステム化 等



業務一貫処理システム

将来的な連携
を検討

既存システム

M-NET

MOTAS



データベース

BPRの実施

- 申請書類・添付書類の見直し
- 審査方法見直し
- 附帯業務の業務効率化 等

※BPR:Business Process Reengineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)

既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すこと。

自動車運送事業に係る行政手続のオンライン化に向け、BPRを実施のうえ、システムへの登載(オンライン化実装)を行いつつ、利用者利便を高めるべく連携すべき既存システムの選定、要件整理を行う。

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

令和6年度補正予算額 **23億円**

(1) 商務・サービスG物流企画室

(2) 商務・サービスG

消費・流通政策課/物流企画室

事業の内容

事業目的

「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流効率化に資する取組に対し、システム構築費用等の補助を行い、物流効率化の取組を促す。

また、地域における物流の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモデル事例を組成する。

事業概要

(1) 物流効率化に資する連携実証事業

企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高める。

(2) 買物困難者対策事業

地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 物流効率化に資する連携実証事業



(2) 買物困難者対策事業



成果目標

本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消を行い、我が国の物流の効率化を進め、トラックの積載効率50%を目指す。また買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保を目指し、買物困難者対策に資するサービスの展開を目指す。

31-1 物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 2,973百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、農産物等の物流革新を加速化し、将来にわたって持続可能な食品流通網を構築します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 物流生産性向上推進事業 973百万円

① 物流生産性向上実装事業

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶等による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。

② 物流生産性向上設備・機器等導入事業

物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

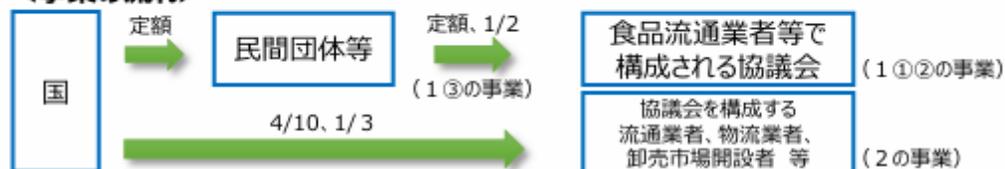
③ 推進事業

関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(2の事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)17

流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

ITベンダー

等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

<実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト



<設備・機器等の導入支援>

デジタル化
データ連携

パレタイザー



クランプフォークリフト



<中継共同物流拠点の整備>

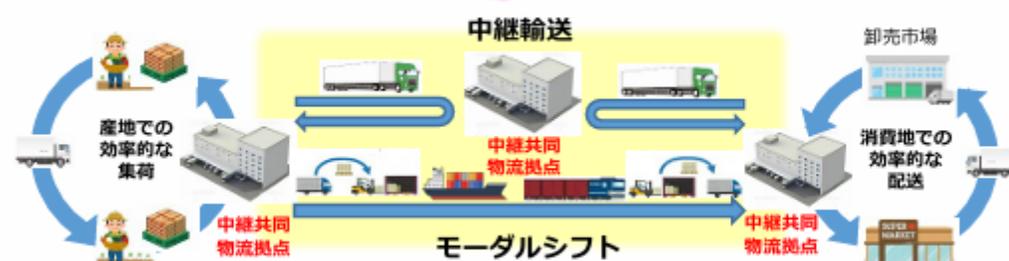
大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築





【令和6年度補正予算（案）40,000百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVバス



FCVバス

【建設機械（新規）】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械の例



GX建機

【充電設備】補助率：本体価格の1/2 等

補助対象設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る



【令和6年度補正予算(案) 4,800百万円の内数】

物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2) (上限1億円)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



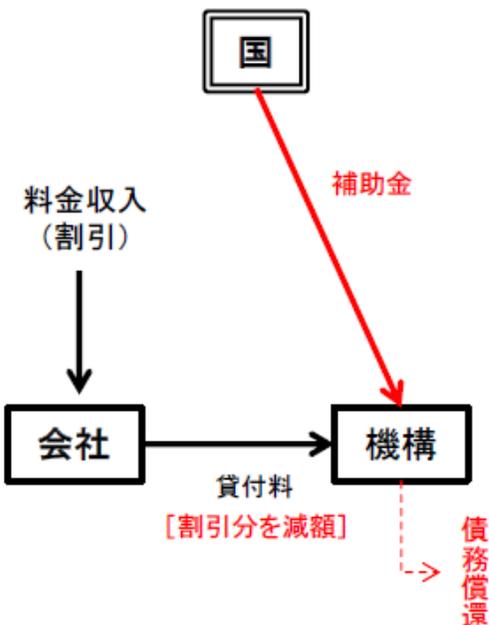
● 省CO2化・省人化機器等の例



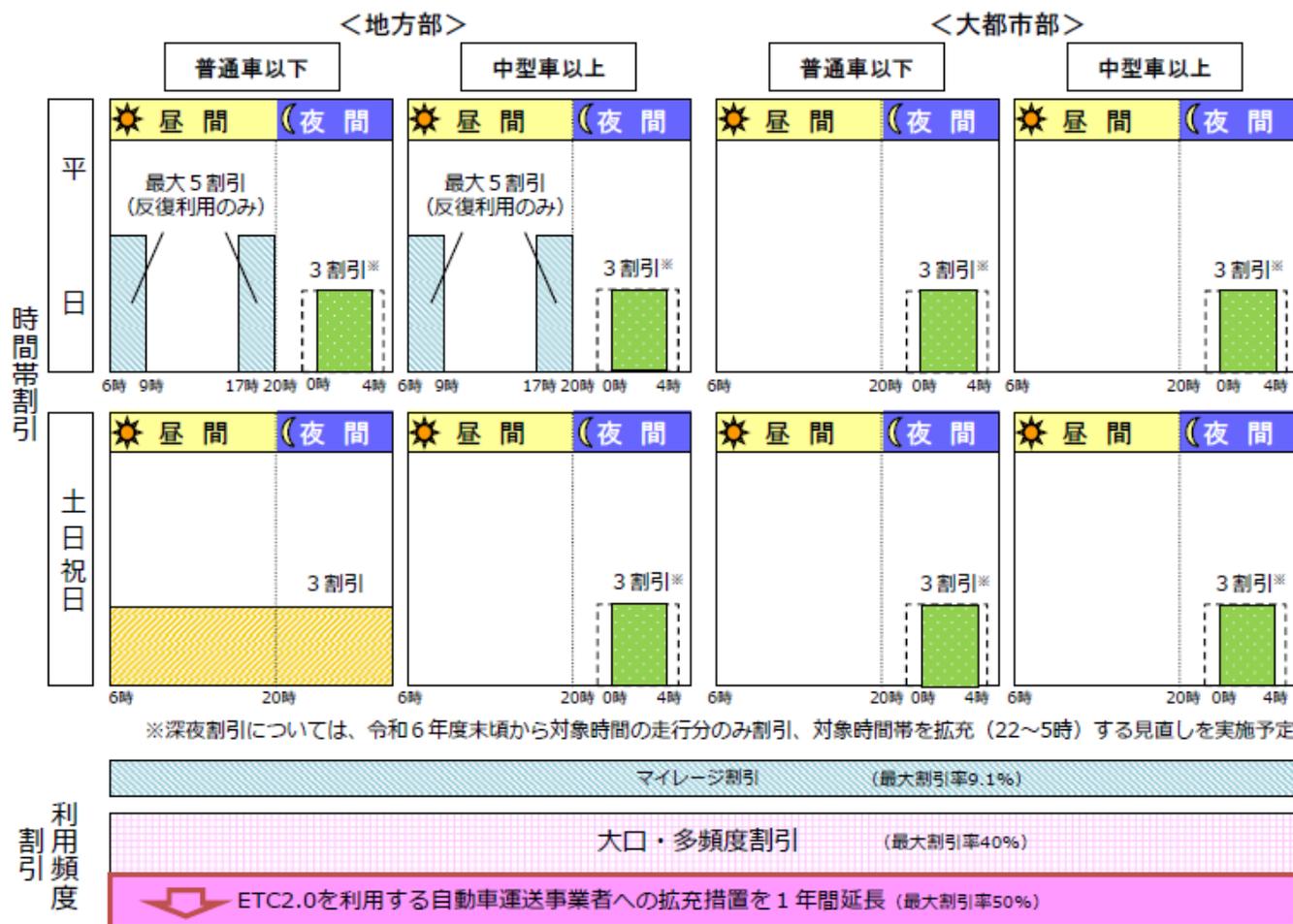
※導入により省CO2化されるものに限る。

○平常時、災害時問わず物流機能を担う自動車運送事業者の労働生産性向上を図るため、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長(R8.3末まで)を実施。

料金割引のスキーム(機構への補助金)



予算補助として機構へ補助し、債務償還へ充当。
貸付料を減じることにより、会社は料金割引を実施。



重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0. 5兆円、②推奨事業メニュー 0. 6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和7年度予算の主な内容

要望事項	令和7年度予算の主な内容
<p>●道路関係要望事項</p>	<p>令和7年度予算 [P24～P51] ○令和7年度予算については、下記の通り、令和7年3月31日に成立した。 (○トラック運送事業関係) [P24～P39]</p>
<p>1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進</p>	<p>①物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進(163億円)</p>
<p>2. 高速道路料金等の引下げ</p>	<p>②人手不足解消に向けた自動運転トラックによる幹線輸送実証事業(0.08億円) ③自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保(0.47億円)</p>
<p>3. 物流基盤の整備</p>	<p>④自動車運送事業の安全対策事業(3.54億円) ⑤運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(14.15億円)＜環境省・農水省連携事業＞</p>
<p>4. 特殊車両通行許可に係る諸課題の改善</p>	<p>⑥環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(33.02億円)＜環境省・経産省連携事業＞ ⑦トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業/新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業(62億円の内数)＜経産省事業＞</p>
<p>5. その他施策の推進</p>	<p>⑧物流の革新に向けた取組の推進＜農水省事業＞</p>
<p>●予算・施策関係要望事項</p>	<p>・持続可能な食品等流通対策事業(1.2億円) ・食品流通拠点整備の推進(120億円の内数)</p>
<p>1. 物流革新に向けた政策パッケージへの対応にかかる支援</p>	
<p>2. 燃料価格高騰への支援</p>	
<p>3. 環境・交通安全対策に係る支援</p>	
<p>4. 施策要望</p>	

令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和7年度予算の主な内容

要望事項	令和7年度予算の主な内容
●道路関係要望事項	
1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進	(○道路関係) [P40~P43] ①災害時における物流・人流の確保(4,103億円) ・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
2. 高速道路料金等の引下げ	②通学路等の交通安全対策の推進(2,501億円) ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等
3. 物流基盤の整備	③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(3,676億円) ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等
4. 特殊車両通行許可に係る諸課題の改善	④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(3,732億円) ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等
5. その他施策の推進	
●予算・施策関係要望事項	(○厚生労働省関係) [P44~P51] ①業務改善助成金(15億円)
1. 物流革新に向けた政策パッケージへの対応にかかる支援	②人材開発支援助成金(訓練関係)(545億円の内数) ③中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(30億円)
2. 燃料価格高騰への支援	④働き方改革推進支援助成金(92億円) ⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース他)(358億円)
3. 環境・交通安全対策に係る支援	⑥両立支援等助成金(不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)(0.84億円) ⑦民間企業における女性活躍促進事業(2.4億円)
4. 施策要望	

※16,255百万円[R7当初]、38,208百万円[R6補正]
 ※自動車安全特別会計・財政投融资特別会計を含む

多様な輸送モードも活用した「新モーダルシフト」の推進 【41百万円[R7当初]、3,180百万円[R6補正]】

- 鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック等を活用した「新モーダルシフト」の推進に向けて、地域の産業振興等とも連携しながら、大型コンテナ・シャーシ等の導入、物流拠点の整備等を支援する。



地域の産業振興等とも
連携



31ft



40ft MOL



大型コンテナ・海運シャーシ



航空機の空きスペース等の有効活用



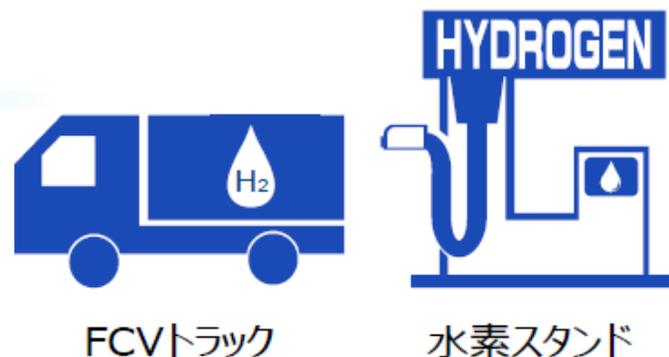
25mダブル連結トラック

ダブル連結トラックの導入促進

- 物流効率化法に基づくモーダルシフト等の取組について、計画策定経費や認定を受けた取組等の初年度の運行経費を着実に支援する。

物流GXの推進 【1,200百万円[R6補正]】

- 物流の脱炭素化に向けて、物流施設等において次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用するための充填・充電設備等の導入を支援する。

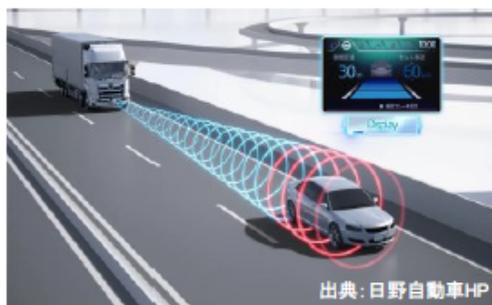


FCVトラック

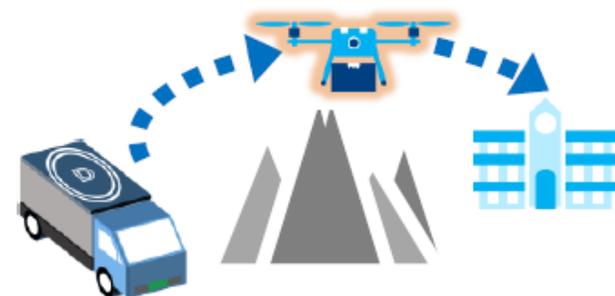
水素スタンド

物流DXの推進 【8百万円[R7当初]、997百万円[R6補正]】

- 自動運転トラックによる幹線輸送サービスの自動化の社会実装、ドローン配送の拠点整備、AI等のデジタル技術を活用した物流のイノベーションの実現に向けた実証事業等を支援する。



高速道路での自動運転トラック



ドローンによるラストワンマイル配送の効率化

物流拠点の機能強化等 【15百万円[R7当初]、245百万円[R6補正]】

- 災害時における円滑な支援物資物流の実現とサプライチェーンの維持・確保のため、非常用電源設備の導入支援等による物流施設の災害対応能力を強化するとともに、地方公共団体と物流事業者が連携して取り組む物資輸送訓練に対する支援を行う。



非常用電源設備

自動車運送事業の安全対策の推進等 【1,191百万円[R7当初]、1,665百万円[R6補正]】

(自動車安全特別会計)

- 運行管理の高度化により輸送の安全確保を図るため、デジタル式運行記録計や遠隔点呼機器等の普及を促進すべく、対象機器の補助等を行う。
- トラックの過積載・過労運転等の防止を図るための調査・分析等を行う。



遠隔地における点呼機器



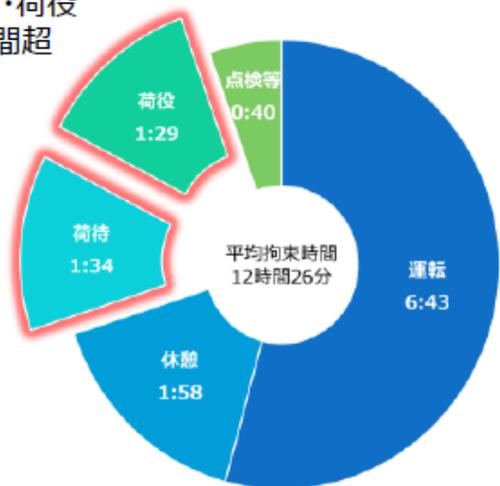
自動点呼機器

※69百万円[R7当初]、214百万円[R6補正]

- 原則来年4月の改正物流法の施行に向けて、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等のための荷主・物流事業者に対する規制的措置の執行体制の整備や広報の強化を行う。
- トラックドライバーの賃上げ原資の確保に向けて、物流業界の多重下請構造の是正や「標準的運賃」の普及・浸透に向けた実態調査や、トラック・物流Gメンが悪質な荷主・元請事業者には是正指導等を的確に行うための調査等を行う。

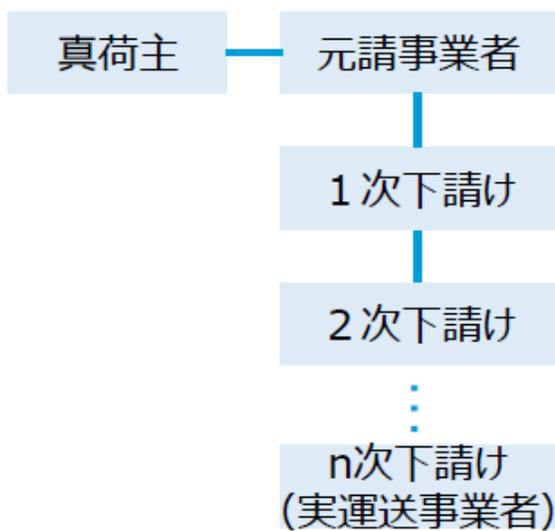
荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳

荷待ち・荷役
3時間超



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

多重下請構造のイメージ



トラック・物流Gメンの活動状況
(トラックドライバーへのヒアリング)



大型車駐車スペースがあるコンビニ駐車場



高速SA、PA

※20百万円[R7当初]、173百万円[R6補正]

- 宅配事業者の負担軽減に向けて、宅配ロッカー等の多様な受取方法、ゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択する仕組みを構築するための実証事業を支援する。

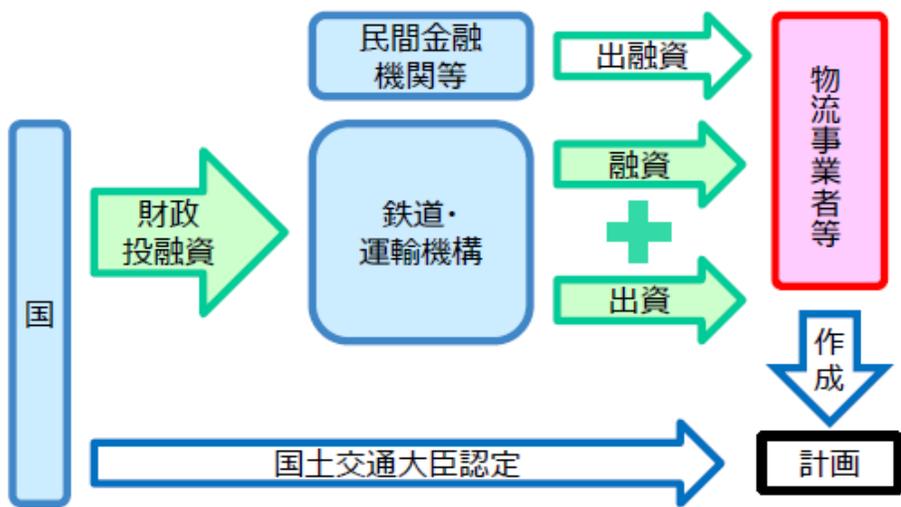


- 荷主等による物流改善の取組状況等について見える化を行い、企業の努力を消費者や市場からの評価につなげる仕組みの創設に向けた調査・検討を行う。

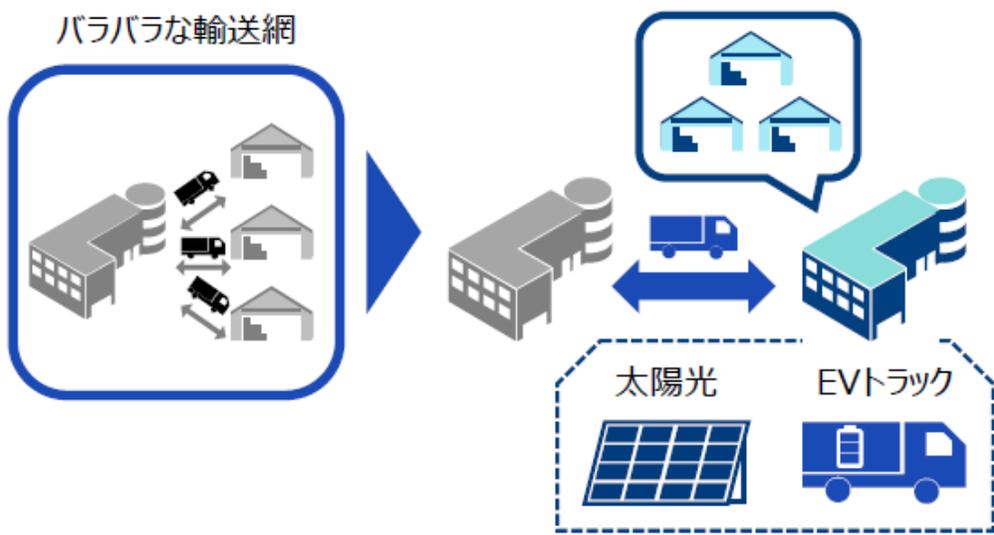
財政投融資：[R7当初]15,000百万円（融資15,000百万円）
[R6補正]29,000百万円（融資29,000百万円）

- 物流効率化法に基づく認定を受けた事業において物流拠点や物流DX・GX関連設備の整備を行う者に対して、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じた財政投融資による支援を行う。

【財投支援スキーム】



【事業例】



目的

人手不足解消や物流効率化を進めるべく、自動運転トラックによる幹線輸送実証事業を通じて、物流の効率向上効果を検証し、自動運転物流サービスの社会実装を後押しする。

内容

<対象事業のイメージ>

- 物流拠点間の幹線道路における自動運転トラックによるピストン輸送の実証
- 自動運転トラックの活用にあつた物流拠点の整備・最適化 等

<対象事業者>

- 道路運送事業者、自動運転関連事業者 等

<補助対象経費>

- 自動運転車両の導入経費：車両購入費・部品費・架装費 等
- 物流拠点開発・整備費用：駐車スペース、トラックバースの造成・舗装 等
- 物流システム開発・構築費：自動運転トラックを活用した物流システム等の開発・構築経費 等



※9百万円[R7当初]、39百万円[R6補正]

目的

自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)について、特定技能制度の対象分野への追加が閣議決定(令和6年3月29日)されたことを踏まえ、特定技能協議会の運営、受入促進・フォローアップ調査等を通じて、自動車運送業における外国人材の適正な受入環境を確保する。

内容

- **協議会運営**: 制度の適正な運用を図るため、分野別の協議会を設置する。構成員の連携の緊密化を図り、各事業者が特定技能外国人を受けられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握するなど、適正な受入環境を整備する。

自動車運送業分野特定技能協議会

<主な協議内容>

1. 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
2. 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
3. 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
4. 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整 など

【構成員】

- ・国土交通省
- ・受入事業者
- ・登録支援機関
- ・業界団体 等

- **受入促進・フォローアップ調査**: 送り出し国・登録支援機関・受入れ機関への実態調査・分析・取りまとめ・優良事例の水平展開等を行い、特定技能外国人の受入を促進する。
- **特定技能外国人の情報管理**: 特定技能外国人の情報管理データベース構築等を行うことで、就業実態を把握し、制度運営のための分析や、適正な受入環境確保につなげる。

※1,681百万円[R7当初]、234百万円[R6補正]

目的

先進安全自動車(ASV)、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの機器等の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、対象機器等の補助を行う。

内容

○先進安全自動車(ASV)の導入支援

【補助率】 導入費用の1/2

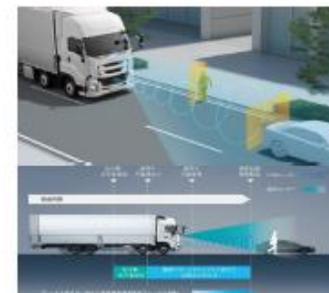
【対象機器】・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

- ・ドライバー異常時対応システム
- ・後側方接近車両注意喚起装置
- ・統合制御型可変式速度超過抑制装置
- ・事故自動通報システム
- ・アルコール・インターロック
- ・車輪脱落防止検知システム
- ・道路標識注意喚起装置 等

車輪脱落防止検知システム



衝突被害軽減ブレーキ
(歩行者検知機能付き)



○過労運転防止のための先進機器の導入支援

【補助率】 導入費用の1/2

【対象機器】・遠隔点呼機器、自動点呼機器
・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 等



ドライバーの居眠り
感知・警報装置

○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

【補助率】 導入費用の1/2、1/3

【対象機器】・デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー
(一体型を含む)



○社内安全教育の実施支援

【補助率】 実施費用の1/3

【対象メニュー】・ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育
・バスドライバーの実地型教育 等

専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る。

○健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

【補助率】 実施費用の1/2

【対象検査】SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害等のスクリーニング検査

主要疾患を未病段階で発見し治療に繋げることで、健康起因による事故防止を図る。

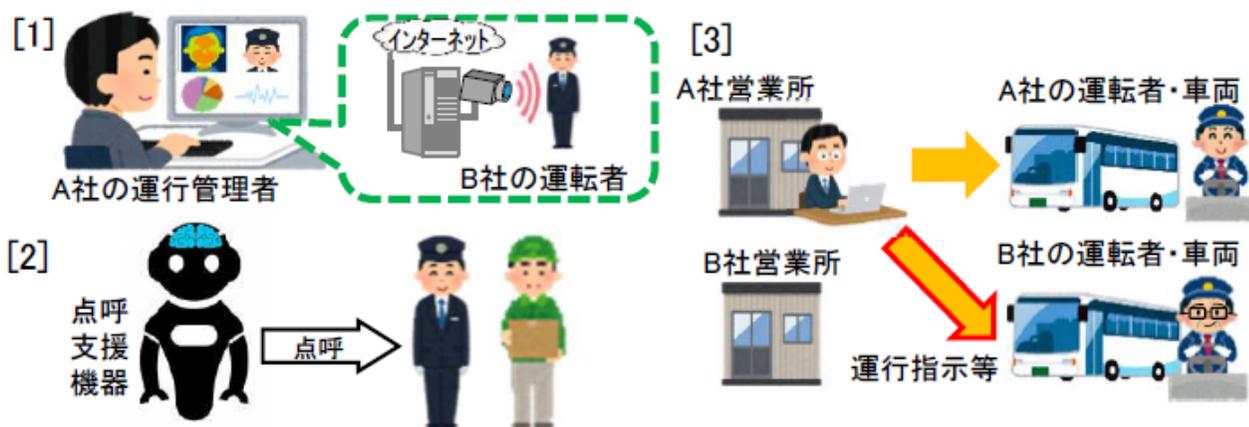
目的

自動車運送事業の運行管理における安全性の向上や、労働環境の改善、人手不足の解消等のほか、重大事故の発生や軽貨物自動車による事故の急増等も踏まえ、事業用自動車の総合的な安全対策を推進する。

内容

①運行管理の高度化

ICT技術の活用による、[1]事業者間遠隔点呼、[2]自動点呼について、自動車運送事業者における運用状況を調査するとともに、[3]事業者間の運行管理業務の一元化の実現に向けた検討を進める。



②軽貨物自動車の安全対策

EC市場の拡大等に伴い、軽貨物自動車による事故が急増し、令和6年5月に公布された改正物流法等により軽貨物事業者に対する安全規制が強化されること、軽貨物自動車の事故防止に係る動画作成等を行う。



③事故発生状況等の調査分析

発生件数が高止まり傾向にあり重大事故につながるおそれのある健康起因事故や、乗合バスにおける車内事故、国際海上コンテナトレーラーに係る事故等の防止のほか、今後の交通事故削減目標の策定に向けた調査・検討を行う。



運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- ・ 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- ・ そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

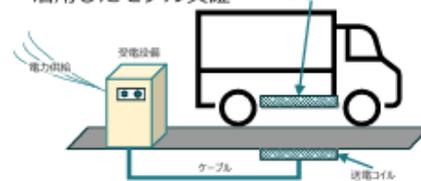
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託(1)~(4)、直接補助事業（補助率：1/2）(1),(3)、間接補助事業（補助率：2/3）(4)
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1) ~ (3) 令和6年度~令和10年度、(4) 令和7年度~令和9年度

4. 事業イメージ

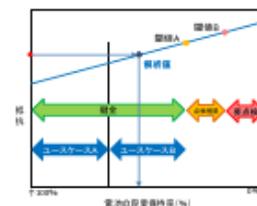
(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における非接触給電を活用したモデル実証



(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築
小型トラクタ 草刈り機





【令和7年度予算額 3,302百万円（3,302百万円）】

ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

1. 事業目的

- ・現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
- ・資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

2. 事業内容

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 ①1/2、② 1/2～1/3）
- 補助対象 民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）
- 実施期間 令和元年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助率：買い替えの場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/2
新規購入の場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。



HVトラック・NGVトラック

HVバス・NGVバス

運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金

令和7年度予算額 62億円（62億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要。このため、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象に更なる省エネや非化石転換に向けた実証を行い、その成果を展開することで、効果的な取組みを普及させることを目的とする。

事業概要

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援。

（2）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

トラック事業者と荷主間における配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援。

（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

革新的省エネルギー技術等の導入による省エネ効果の実証に加えて、非化石エネルギーを使用する船舶の導入に向けた実証を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業



（2）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業



（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業



成果目標・事業期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の事業であり、令和12年度（2030年度）までに、本事業及びその波及効果によって運輸部門におけるエネルギー消費量を原油換算で年間約625.2万kl削減すること等を目指す。

22 物流革新に向けた取組の推進

<対策のポイント>

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組、物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入、中継共同物流拠点の整備等を支援します。

<政策目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の全体像>

1. 持続可能な食品等流通対策事業【120（150）百万円】

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に
必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 強い農業づくり総合支援交付金【11,952（12,052）百万円の内数】

産地の集出荷体制の合理化に必要な集出荷貯蔵施設等の整備や、パレットの規格統一
に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援します。また、物流の効率化に資
する卸売市場、共同物流拠点の整備・機能強化を支援します。

3. 持続的生産強化対策事業【14,192（14,753）百万円の内数】

① 時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜産地における物流合理化に資する大型コンテナの導入や予冷庫の利用
等、新たな生産・流通体系の構築等を支援します。

② ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花き流通の効率化に資する標準規格のパレット・台車等の導入、受発注データのデジタル
化、その他効率的な流通体制の確立に資する検討や実証試験の実施等を支援します。

4. 持続可能な食品等流通緊急対策事業 （令和6年度補正予算額2,973百万円）

① 物流生産性向上推進事業

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子
化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の
効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関
係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の
専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支
援します。

（関連事業）国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 （令和6年度補正予算額630百万円の内数）

国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の
取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大
型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。

【お問い合わせ先】（1、2の一部、4）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2389）
（2の一部）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（3、関連事業）園芸作物課（03-6744-2113）

22-1 物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120 (150) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 2,973百万円)

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続可能な食品等流通対策事業

120 (150) 百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業

973 百万円

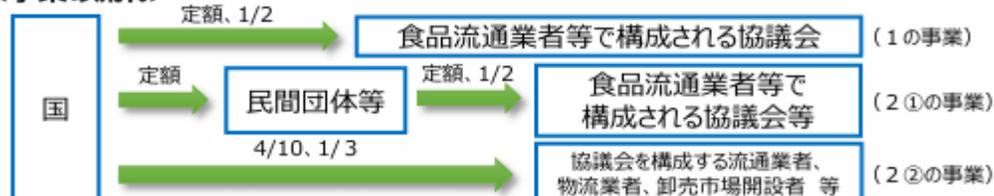
物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

<実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト



<設備・機器等の導入支援>

パレタイザー



クランプフォークリフト



<中継共同物流拠点の整備>

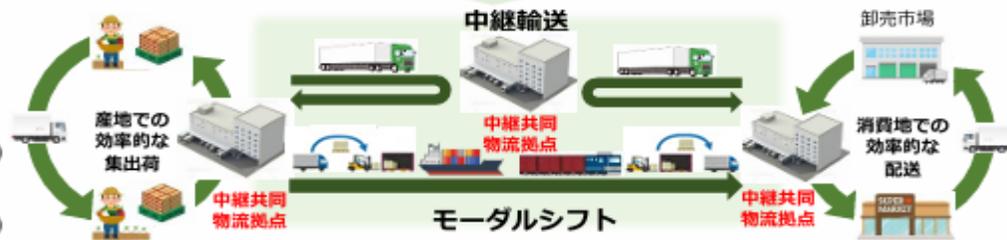
大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築



【お問い合わせ先】 (1、2の①事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
 (2の②事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)

食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
- ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
- ③ デジタル化・データ連携の強化
- ④ 品質・衛生管理の高度化
- ⑤ 分荷機能の強化
- ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
- ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設



非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



航空輸送



鉄道輸送



トラック輸送



海上輸送

<事業の流れ>

交付（定額）

4/10、1/3以内



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

(f) 地震、豪雨、豪雪等災害時における物流・人流の確保

[4,103億円(1.00)]

※上記の他、令和6年度補正予算2,494億円。合計6,597億円(1.61)

災害発生時であっても輸送ルートが確保されるよう、啓開体制を構築するとともに、地震、豪雨、豪雪等を想定した防災対策を推進する。

- ・ 迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策の推進
- ・ 大規模災害に備えた道路等の防災・減災対策の推進
- ・ 大雪時の道路交通確保に向けたソフト・ハード両面からの取組の強化
- ・ 緊急輸送道路等の電柱の占用制限拡大や届出対象区域指定による沿道電柱の制限、低コスト手法による無電柱化の推進
- ・ 駅や橋梁等の鉄道施設の耐震・豪雨・浸水対策の促進
- ・ 港湾の基幹的広域防災拠点における緊急物資や支援要員の受入体制の構築
- ・ 官民が連携した「協働防護」による港湾における気候変動適応の推進
- ・ 空港における護岸かさ上げ等による浸水対策の推進

(b) 通学路等の交通安全対策の推進 [2,501億円(1.00)]

※上記の他、令和6年度補正予算202億円。合計2,702億円(1.08)

交通安全確保のため、通学路対策、生活道路対策や踏切対策、無電柱化等の道路交通安全環境の整備等を推進する。

- ・ 通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策の推進
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備等による生活道路の交通安全対策の推進
- ・ 自転車活用推進計画に基づく安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・ 立体交差化等の対策に加え周辺の迂回路整備やバリアフリー化等も含めた総合的な踏切対策の推進
- ・ 無電柱化推進計画に基づく通学路等における無電柱化の計画的な推進
- ・ 歩行者の立入対策、逆走対策、暫定2車線区間の4車線化等による高速道路の安全対策の推進

(a) 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用 [3,676億円 (1.02)]

※上記の他、令和6年度補正予算 621億円。合計 4,297億円 (1.19)

大都市圏環状道路等の整備やピンポイント渋滞対策等を併せて推進し、交通渋滞の緩和等による迅速・円滑で競争力の高い物流ネットワークの実現を図る。

- ・ 三大都市圏環状道路等の整備の推進
- ・ トラック輸送と空港・港湾等の主要な物流拠点との接続の強化
- ・ 平常時・災害時を問わない安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進
- ・ 交通の円滑化や都市の活性化等を図る連続立体交差事業の推進
- ・ ダブル連結トラックによる省人化の推進
- ・ 自動運転トラックを活用した幹線輸送サービスの自動化の推進
- ・ 高速道路の休憩施設（SA・PA）の大型車駐車マス不足解消等のサービス水準の向上

(f) 地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備 [3,732 億円 (1.01)]

※上記の他、令和6年度補正予算 1,974 億円。合計 5,706 億円 (1.54)

分散型国づくりへの転換を図るとともに、デジタル実装した社会を支え、人流・物流の円滑化・活性化を図るため、地域・拠点をつなぐ道路ネットワークを整備する。

- ・ 地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築
- ・ IC や空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する安定的な支援
- ・ スマート IC の活用による地域の拠点形成や民間施設との直結による産業振興の支援
- ・ 高速道路 SA・PA の機能高度化の推進
- ・ 「道の駅」第3ステージ応援パッケージの取組や防災拠点化等の施策の推進
- ・ バスタプロジェクト（集約型公共交通ターミナル）の推進

業務改善助成金

令和7年度当初予算案 15億円（8.2億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

- 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 生産性要件の廃止
- 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 特定時期の追加募集枠を設ける

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

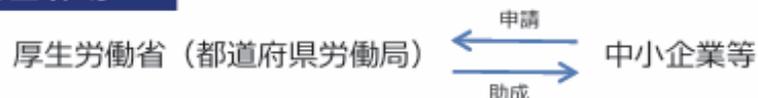
※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等



4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件

※ 令和5年度実績

令和7年度当初予算案 **545億円（645億円）** ※（ ）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース 444億円（573億円）

労働待会		子子待会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

【令和5年度実績：38,190件（支給決定件数）】

見直しの概要

○非正規に係る訓練機会を増加させるため、人材育成訓練の非正規助成率を60%→70%に引き上げる。

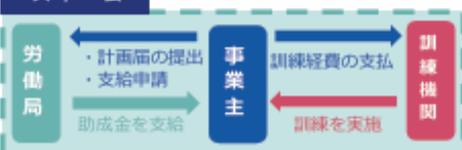
また、正社員化による高率助成を有期実習型訓練に限定し、正社員化を支給要件とし、助成率を75%に引き上げる。

○賃金助成を960円から1,000円、760円から800円、380円から400円、480円から500円に引き上げる。

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規:70%		-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）（ <u>正社員化要件</u> ）		75%	最低2か月 10(9)万円/人		
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	-
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）		60(45)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	-

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

スキーム



中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
(内線5275)
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和7年度当初予算案 30億円 (31億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
1/2	1/2			

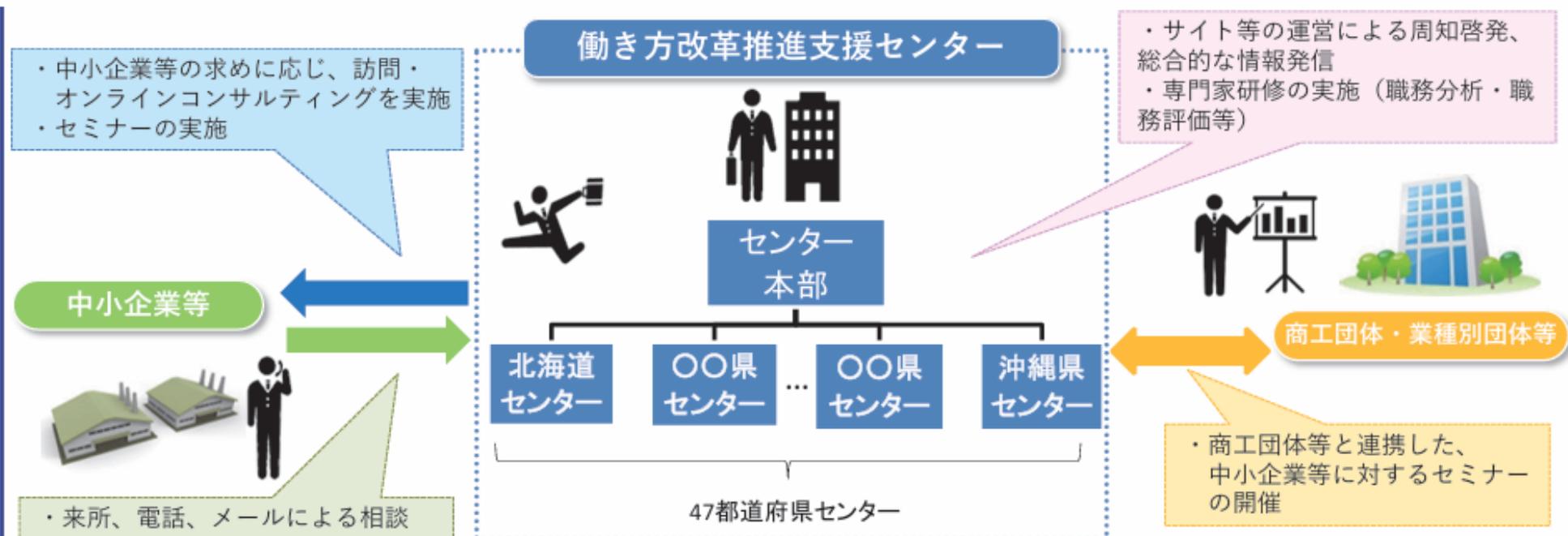
1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度):窓口等における個別相談件数 約40,000件、コンサルティングによる相談件数 約37,000件

令和7年度当初予算案 **92億円（71億円）** ※ ()内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局 ○令和5年度支給件数 4,095件

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 <small>※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上</small> ⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務		①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師		①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>		①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種		①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース <small>（労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース <small>（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 買上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。

※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 ➤仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援

拡充

両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課
 (内線7929)

令和7年度当初予算案 **358億円(181億円)** ※()内は前年度当初予算額

令和5年度支給実績：出生時両立支援コース 4,366件
 育児休業等支援コース 13,168件
 介護離職防止支援コース 1,788件

労働者	労働者		子ども		一般
	労働者	労働者	子ども	子ども	一般
労働者	労働者	労働者	子ども	子ども	一般
労働者	労働者	労働者	子ども	子ども	一般

1 事業の目的

※令和6年度補正予算 制度要求

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

※中小企業事業主のみ対象(育休中等業務代替支援コースを除く)。国(都道府県労働局)で支給事務を実施
 ※支給額・加算措置の赤字・下線が新規・拡充箇所
 ※このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに0.8億円(2.3億円)を計上

コース名/コース内容

出生時両立支援コース

33.8億円(41.5億円)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始
 ※第2種は第1種未受給でも申請可能

育児休業等支援コース

33.6億円(40.2億円)

育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰

育休中等業務代替支援コース

266.3億円(87.8億円)

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施
 ※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象

柔軟な働き方選択制度等支援コース

12.1億円(3.7億円)

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

介護離職防止支援コース

11.9億円(5.1億円)

「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

支給額(休業取得/制度利用者1人当たり)

- ①第1種(男性の育児休業取得) **1人目 20万円**
 2~3人目 10万円
 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始
- ②第2種(男性育休取得率の上昇等) **60万円**
 申請年度の前年度を基準とし、男性育休取得率(%)が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等

- ①育休取得時 30万円 ※無期雇用者、
- ②職場復帰時 30万円 有期雇用労働者各1人限り

- ①育児休業中の手当支給 **最大140万円**
 (「休業取得時」30万円+「職場復帰時」110万円)
 ・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合6万円)
 ・業務代替手当:支給額の3/4 ※上限計10万円/月、12か月まで
- ②育短勤務中の手当支給 **最大128万円**
 (「育短勤務開始時」23万円+「子が3歳就労時」105万円)
 ・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合3万円)
 ・業務代替手当:支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
- ③育児休業中の新規雇用 **最大67.5万円**
 ※①~③合計で1年度10人まで、初回から5年間
 代替期間に応じ以下の額を支給
 ・最短:7日以上:9万円
 ・最長:6か月以上:67.5万円

制度2つ導入し、対象者が制度利用 **20万円** 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 **25万円**
 改正注(※)施行後は
 制度3つ導入し、対象者が制度利用 **20万円** 制度4つ以上導入し、対象者が制度利用 **25万円**
 (※)柔軟な働き方を実現するための措置

- ・子の看護等休暇制度有給化支援 **30万円** ※1年度5人まで

- ①介護休業 取得・復帰: **40万円(※5日以上、15日以上取得・復帰で60万円)**
- ②介護両立支援制度 ※20日以上利用。()は60日以上利用。
 制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用 **20万円(30万円)**
 制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用 **25万円(40万円)**
- ③業務代替支援 ※5日以上利用。()は15日以上取得・利用の場合
 介護休業中の新規雇用等 **20万円(30万円)**
 介護休業中の手当支給等 **5万円(10万円)**
 短時間勤務中の手当支給等 **3万円(※15日以上利用の場合のみ)**

加算措置/加算額

<出生時両立支援コース>

- ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 **10万円**加算
- ②第2種 第2種申請時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 **15万円**加算

<育休中等業務代替支援コース>

プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。
 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増

- ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 **最大82.5万円**

・最短:7日以上:11万円
 ・最長:6か月以上:82.5万円
 育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合
 ①~③に**10万円**加算(1か月以上の場合のみ)

<柔軟な働き方選択制度等支援コース>

対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 **20万円**加算

<各コース共通>

育児休業等に関する情報公表加算
 申請前の直前年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、**2万円**加算
 対象の情報:①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数
 ※出生時両立支援コース(第2種)以外が対象。各コースごと1回限り。

環境整備加算 **10万円**加算

➤雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合

拡充 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905、5109）

令和7年度当初予算案 84百万円（93百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

不妊治療、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約6割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、現在行っている不妊治療と仕事の両立支援に加え、月経、更年期といった女性の健康課題も含め支援の対象とし、これらに取り組み中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。（現「不妊治療両立支援コース」は経過措置とする。）

2 事業の概要・スキーム

1 支給対象となる事業主

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度（①休暇制度（特定目的・多目的と可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む））を利用しやすい環境整備に取り組み、健康課題への対応等に関する労働者の相談に対応し、それぞれに関する休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

（1）環境整備、休暇の取得等

- ア 不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定すること
- イ 不妊治療と仕事との両立支援、健康課題対応支援を図るための業務を担当し、労働者からの相談に応じる者を選任すること
- ウ 労働協約又は就業規則に基づき、不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

（2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）

上記（1）の不妊治療に関する休暇取得者も含め、不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

（1）環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、それぞれに関する最初の制度利用者が合計5日（回）以上利用した場合
1事業主当たり 各1回限り 30万円（①不妊治療、②月経に関する課題の解決、③更年期に関する課題の解決）

（2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）

上記2（2）により不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合
1事業主当たり、30万円（（1）の不妊治療に関する休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績(令和5年度):168件

○女性の活躍促進

➢男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線5110）

拡充

民間企業における女性活躍促進事業

令和7年度当初予算案 2.4 億円（1.9 億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。
加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
- 女性活躍推進センターの運営

L字カーブ解消のための啓発

- 女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発
 - ・学校への出前講座
 - ・令和6年度事業において制作したガイドブックの継続配布
 - ・SNS、雑誌等の媒体を活用したキャリア形成支援に関する広報

女性活躍推進法の内容に係る周知・広報

- 事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法の内容に関する説明会の開催
- 女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置（0→10人）※拡充内容

実施主体

国、都道府県労働局、委託事業（民間企業等）

事業実績

コンサルティング件数：1,255社
（令和5年度）



【参考】令和7年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R7 予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【15億円】

拡充

※令和6年度補正予算額297億円

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金 【92億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

➢ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金 【542億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【制度要求】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【5億円】

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成